

アダプト・プログラム 貸与物品・給付物品について

基準数量が設けられているもの（活動者数は活動届出書の人数を基準とします）

貸与物品

- ・ほうき類：活動者3名につき1本（最大20本・60名分）
- ・ちりとり：活動者5名につき1個（最大5個・25名分）
- ・火バサミ：活動者2名につき1本（最大25本・50名分）

給付物品

- ・軍手：活動者1名につき1双（年1回を原則）

※貸与および給付は団体の活動者数を基準に、1年度における上限金額の範囲内で行ないます。物品のほかに花苗等の給付があった場合は、物品+花苗等の金額が上限金額以下となるよう、調整させていただいております。

活動者数に増減があったとき

増加の場合：ご希望により基準数量の範囲内で物品をお渡しできます。

減少の場合：貸与していた物品はそのままお使いいただけますが、届出の人数に対して基準数量を超えているものについては、破損等による交換の対象とはなりません。

交換および返却について：

- ・破損等により交換を希望される場合は、貸与していた古い物品を原則として返却していただいたうえで、新しいものをお渡しします。
- ・団体が活動を辞退した場合には、貸与した物品は原則として返却していただきます。破損や劣化で用具として使えない状態になりましても、ご自身では処分せず土木管理課へのご連絡をお願い致します。

貸与物品と給付物品（活動辞退の際の取扱い）

貸与物品（原則として返却する）	給付物品（状態が良いときのみ返却）
ほうき類	軍手
ちりとり	ゴム手袋
火バサミ	ゴミ袋（半透明・45L）
活動表示プレート	その他、給付物品とみなされるもの
その他、貸与物品とみなされるもの	

アダプト・プログラム 貸与物品上限数 早見表(基準数量のあるもの)

活動者数	ぼうき類本数
1	1
2	
3	
4	2
5	
6	
7	3
8	
9	
10	4
11	
12	
13	5
14	
15	
16	6
17	
18	
19	7
20	
21	
22	8
23	
24	
25	9
26	
27	
28	10
29	
30	
31	11
32	
33	
34	12
35	
36	
37	13
38	
39	
40	14
41	
42	
43	15
44	
45	
46	16
47	
48	
49	17
50	
51	
52	18
53	
54	
55	19
56	
57	
58	20
59	
60	

活動者数	ちりとり個数
1	1
2	
3	
4	
5	2
6	
7	
8	
9	
10	3
11	
12	
13	
14	
15	4
16	
17	
18	
19	
20	5
21	
22	
23	
24	
25	

活動者数	火バサミ本数
1	1
2	1
3	2
4	2
5	3
6	3
7	4
8	4
9	5
10	5
11	6
12	6
13	7
14	7
15	8
16	8
17	9
18	9
19	10
20	10
21	11
22	11
23	12
24	12
25	13
26	13
27	14
28	14
29	15
30	15
31	16
32	16
33	17
34	17
35	18
36	18
37	19
38	19
39	20
40	20
41	21
42	21
43	22
44	22
45	23
46	23
47	24
48	24
49	25
50	25